

豊岡市危険ブロック塀等改善事業補助金交付について

道路に面した危険なブロック塀等の撤去、撤去後に安全な軽量フェンス等を設置する費用の一部を補助します。

1 補助の対象となるブロック塀等

ブロック塀やレンガ・石造等の組積造塀で、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 豊岡市内に設置されたもの。
- (2) 個人住宅又は「別表 1」に記載の社会福祉施設に附属するもの
- (3) 一般の通行の用に供する道に面しているもの。
- (4) 高さ80センチメートル以上のもので、別表2の基準に適合しない項目があるもの等。

※ ただし、一戸建ての住宅はその全部を賃貸の用に供しているもの、および長屋及び共同住宅はその過半の戸数を賃貸の用に供しているものを除く。

2 補助対象者

補助対象ブロック塀の所有者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない。
- (3) 補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、補助事業実績報告書の提出を行うことができる

3 補助対象経費等

- (1) ブロック塀等の撤去

ブロック塀等の撤去工事に要する経費（撤去費、整地費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費）。

- (2) 軽量フェンス等の設置工事

補助対象ブロック塀等を撤去した後に、軽量フェンス等の設置工事に要する経費（設置費、仮設費及び諸経費）。

※ 補助の対象となる軽量フェンス等は、頂部分から基礎部分までの柱等が鉄骨等の一の材料で一体的に構成された軽量の物、竹垣、四つ目垣等です。

- (3) 次のいずれにも該当するものとする。

ア) 請負契約に基づく工事であること。

イ) ブロック塀の一部を撤去する工事にあっては、撤去しない部分の安全性が確認できること。

ウ) 当該撤去工事に対して、国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助金額

(1) ブロック塀等の撤去工事

補助率は補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数を切り捨てた額）

区 分	補助対象限度額	補助限度額	補助率
個人住宅	30万円	20万円	2/3
社会福祉施設	240万円	160万円	2/3

(2) 軽量フェンス等の設置工事

補助率は補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数を切り捨てた額）

区 分	補助対象限度額	補助限度額	補助率
個人住宅	40万円	20万円	1/2
社会福祉施設	100万円	50万円	1/2

※ ただし、補助限度額は設置する軽量フェンス等の長さ 1mあたり 15,000 円を上限とする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、「補助金等交付申請書」に次の書類を添付してください。

- (1) ブロック塀等撤去工事概要書
- (2) ブロック塀等点検表
- (3) 付近見取図（ブロック塀等の位置を示したもの）
- (4) 現況写真（補助対象ブロック塀の全景及び上記 1～（4）の該当が判別できるもの）
- (5) 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）
- (6) 軽量フェンス等設置工事概要書
- (7) 軽量フェンス等設置工事見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）。
- (8) 納税証明書
- (9) 撤去しようとする補助対象ブロック塀の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者全員の同意書。
- (10) 撤去しようとする補助対象ブロック塀が区分所有建物の附属物であるときは、交付申請は管理組合が行い、撤去工事（設置工事を行う場合はこれを含む）を行うことについて決議を得たことを証する書類。
- (11) その他申請に必要となった書類。

※ (6)、(7)は軽量フェンス等設置工事を行う場合。

6 補助金の交付決定

交付申請の内容の審査等をおこない、適当と認められた場合は、「補助金交付決定通知書」により申請者に通知します。

7 補助対象工事の着手

補助金の交付決定後でなければ、補助対象工事の着手は出来ません。

8 申請の取下げ

補助金交付申請を取下げるときは、「補助事業等中止（廃止）申請書」を提出してください。

9 工事の変更申請

交付申請の内容を変更しようとするときは、「補助金事業等変更申請書」を提出してください。（ただし、軽微な変更を除く）。

10 実績報告

工事（撤去または設置工事）がすべて終了したら、「補助事業等実績報告書」に次の書類を添付して、工事完了後 30 日以内に提出してください。

- (1) 撤去工事（設置工事）の領収書の写し（施工業者から補助事業者が発行されたもの）
- (2) 撤去工事（設置工事）の施工写真及び工事完了後の全景が分かる写真
- (3) その他、報告に必要なとなった書類

11 補助金の請求

補助金の額の確定の通知を受けた後に、「補助金等交付請求書」を提出してください。

12 交付決定の取消し

次に該当したときは、当該交付決定を取り消すことがあります。

- (1) この補助に関する各条件の規定等に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

13 補助期間

平成30年度から平成31（2019）年度

14 その他

- (1) ブロック塀等の撤去、軽量フェンス等の設置は、関係法令（建築基準法等）を遵守してください。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路（幅員4m未満の道路）内にあるブロック塀等については、その全部を道路の地盤面まで撤去してください。

【ご不明なことは下記へお問合せください】

【お問合せ・申込先】 豊岡市 都市整備部 建築住宅課 ☎21-9018

別表1（第2条（4）関係）

県が設置認可権等を有する以下の施設

救護施設
婦人保護施設
特別養護老人ホーム
老人保健施設
介護療養型医療施設
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
福祉型障害児入所施設
福祉型児童発達支援センター
乳児院
児童養護施設
母子生活支援施設
指定介護サービス事業所

別表2

コンクリートブロック塀等チェックシート

各項目の基準に適合しているかご確認ください。

コンクリートブロック塀チェックシート

項目		基準	○×
①	塀の高さ	地盤から 2.2m以下である。	
②	塀の厚さ	高さ 2mを超える塀で 15cm 以上である。	
		高さ 2m以下の塀で 10cm 以上である。	
③	控壁（塀の高さが 1.2mを超える場合）	塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5以上突出した控壁がある。	
④	基礎	コンクリートの基礎がある。	
⑤	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れない。人の力でぐらつかない。	
※上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。			
⑥	鉄筋	（塀の壁内） 直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	
		（控壁の壁内） 直径 9mm 以上の鉄筋が配筋されている。	
⑦	基礎（塀の高さが 1.2mを超える場合）	基礎の丈が 35cm 以上、根入れ深さが 30cm 以上ある。	

組積造の塀チェックシート

項目		基準	○×
①	塀の高さ	地盤から 1.2m以下である。	
②	塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある。	
③	控壁	塀の長さ 4m以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の 1.5 倍以上ある。	
④	基礎	コンクリートの基礎がある。	
⑤	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れない。人の力でぐらつかない。	

補助申請の流れ

1 ブロック塀等の点検

コンクリートブロック塀等チェックシート（別表2）を使用し、点検をする。



2 補助金の交付申請

申請は「補助金等交付申請書」に必要書類を添付して提出。



3 審査

交付申請の内容等について、書類審査や現地調査等を実施。



4 補助金の交付決定

交付申請の内容を適当と認めた場合は、「補助金交付決定通知書」により申請者に通知。



5 補助対象工事の着手

補助金の交付決定後に契約し工事を着手。



6 実績報告

工事が終了したら、「補助事業等実績報告書」に必要書類を添付して提出。



7 補助金の請求

補助金の額の確定の通知を受けた後に、「補助金等交付請求書」を提出。



8 補助金交付

補助金の支払い（振り込み）をします。

※ 申請の取下げ・変更

工事の中止、変更等を行うときは申請が必要ですので、お問い合わせください。